

『 高齢者権利侵害・虐待防止』

～より良い介護サービスをめざして～

ふくし@JMI 小湊 純一。

～高齢者虐待とは～

近年、高齢者の虐待について関心が高まっていますが、問題は十分に理解されているとは言えません。多様な状態を包括する定義は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」により明文化されましたが、すべてを包括するものではありません。

高齢者の虐待には遂行（虐待）または放置（無視）があり、故意に苦痛を与えようとした場合と介護者あるいは虐待者の不十分な知識，燃え尽き，怠惰から無意識に苦痛を与えてしまう場合とがあります。

1 権利侵害の背景

- (1) 障がい等により自分の権利を自分で守れない。
- (2) 世話をする側とされる側の上下関係がある。
- (3) 生活支援の場が密室になる。
- (4) 認知症・高齢障害者の理解が不足している場合がある。
- (5) 権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。
- (6) 自分で情報を集めて選び判断することが難しい。
- (7) 人には「相性」がある。
- (8) 後見のシステムがまだ一般化していない。

2 なぜ高齢者虐待？

- (1) 高齢者の身体障害，認知障害
- (2) 高齢者が虐待者へ依存（介護，生活援助など）
- (3) 虐待者が高齢者へ依存（特に経済的援助を受けるなど）
- (4) 虐待者の精神的障害（薬物乱用や精神疾患の既往など）
- (5) 家族の社会的孤立

「新たな適応力を必要とする新たな生活様式の変化（ストレスとなる生活上の出来事）」と「暴力の既往」の2つの要因は子供や夫婦間の虐待に関連することわかっていますが、高齢者の虐待との関連は今のところ明らかではありません。しかし、このことは対応するとき

に考慮する必要があります。

3 高齢者虐待を把握する

- (1) 家族や現在介護をしてもらっている者に対して恐れをいただいている
- (2) 説明がつかない怪我，骨折，火傷がある。
- (3) 放置，暴力等の虐待を受けている。
- (4) 身体抑制を受けている。
- (5) 財産が搾取されている。

4 高齢者虐待とは

- (1) 身体的虐待
- (2) 介護放棄（ネグレクト）
- (3) 心理的虐待
- (4) 性的虐待
- (5) 経済的虐待

※ 消費者被害

5 通報と緊急性の判断

緊急性があると判断した場合は，直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性，医療の必要性，加害者との分離の必要性，虐待の程度と高齢者の健康状態，介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

『緊急性の判断』

- ① 本人が保護救済を強く求めている。
- ② 生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう，栄養失調，衰弱，脱水症状，肺炎等）→ 医師に判断を依頼することが有効
- ③ 生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃，顔面打撃，首締め・揺さぶり，戸外放置，溺れさせる等）
- ④ 確認できないが，上記に該当する可能性が高い。

6 高齢者虐待対応の指針

(1) 虐待の判断

- ① 虐待や放置，搾取を判断するためには，その頻度，継続時間，激しさ，重大性，結果を把握し検討します。
- ② 虐待を見分けるには，利用者自身の認識，つまり本人がその行動を虐待としてと

らえているか、それを改めるための対応を受け入れる用意があるか、によって左右されることが多い。

- ③ 虐待と放置を確認するには以下を確認する必要があります。
 - ア 現時点での問題は何か。
 - イ 虐待，放置，搾取の危険性があるか。
 - ウ 問題の性質として激しいか，頻回に起こるか。
 - エ 危険性の緊急度はどうか。
 - オ 介護者が虐待者となりうるか。
 - カ 家族のケアは一貫性があるか。
 - キ 過去に介護者が暴力をふるったり，虐待や放置，搾取しているか。介護者は本人以外の他者に暴力をふるったことがあるか。
 - ク 在宅サービス（フォーマルサービス）は信頼できるか。
 - ケ 在宅サービスの機関のスタッフは，根底にある問題に対応する姿勢をとっているか。
 - コ 家族は問題を改めようとする用意があるか。
 - サ 虐待を行なっている者，または利用者に薬物依存はあるか。
 - シ 状況は緊急を要するか。
- ④ アセスメントの目標は，以下を把握することです。
 - ア 虐待，放置，搾取が起きているか。
 - イ 本人が自己の利益にそって意思を決定し，同時に自分で決定したことのもたらす影響について理解する能力があるか。
 - ウ 本人の危険性はどのようなレベルか。
 - エ 福祉，医療，裁判所による法的仲裁，保護等の緊急介入の必要性はあるか。
- ⑤ アセスメントの最初の段階は，虐待が本当にあるのかを確かめることです。介護者が善意を持っているにもかかわらず，迫害されている錯覚苦しんでいる高齢者もいます。このような高齢者は専門家による精神科的治療を受ける必要があります。

（２）分析の方法

- ① 利用者との面接
- ② 利用者に脅迫的と受け止められない方法で面接し，虐待の訴えやアセスメント項目によって虐待を確認します。
- ③ 当初はできないかもしれないが，虐待しているかもしれない者は同席せず，本人と２人だけで話を聞くことが重要です。
- ④ 本人が不当な扱いを受けていると明確に言う（助けを求める。）ことが，介入するかどうかの決め手となります。
- ⑤ 本人が訴えを取り消す場合には，訴えの妥当性を判断します。
- ⑥ 利用者の意思決定能力を見極めます。
 - ア 記憶障害や機能の問題があっても，自分の安全性に関して適切に意思決定することが可能である。ある一定期間ありのままの状態を観察し，高齢者の意思決定

能力を評価すること。

イ そのうえで、現在の環境に利用者があることの危険性について判断します。危険であれば、裁判所が後見人をたてたり、精神科の措置入院を検討しなければならない場合もあります。

⑦ 利用者の訴えや、示唆された虐待を調査します。

ア 利用者からの訴えや虐待の可能性が観察されたら、できるだけ早く、医師、被害者の親戚、在宅サービス提供者に紹介し、面接して情報を得ます。

イ 虐待をしていることが疑われる者との面接も、ケアの方向性を探るために有効である場合もあります。介護者に面接は通常高齢者と別々に行なうことになっていると伝え、評価者と2人で面接し、介護者の善意や健康状態、能力について評価します。

ウ 利用者は、評価者が虐待者と2人きりで面接することを嫌がる場合があります。

本人の訴えが間違っていると言われる、仕返しされる、施設に入所させられる、家族の支えをなくす、家族問題が露呈する、といったことを恐れるためです。

エ 経済的な虐待は露骨な場合把握は難しいですが、介護者が利用者に金銭を強要している場合は、同時に身体的心理的虐待も引き起こす可能性があります。

(3) ケアの方向

① 要因を取り除く

ア 虐待や放置、搾取への適切な対応は、個々のケースにより大きく異なります。

イ ソーシャルワーカーは、家族とともに起こる可能性のある虐待や放置に結びつく要因を取り除いて、状況を静めさせることができる場合があります。

② 介護者から利用者を引き離す

ア 訪問介護や短期入所、通所サービス、虐待をしている可能性のある、あるいは怠惰な介護者から本人を引き離す時間的余裕をつくるために導入する。

(4) ケアを決定するための意思確認

① すべての利用者に対し、以下を確認します。

ア 緊急の身体的危険にさらされているが、そうであれば、評価者は直ちに高齢者を現在の環境から移す（離す）手段をとります。

イ 利用者は介入を受け入れるか。

ウ 在宅サービスの導入や増加は、虐待の状況を改善できるか。

エ 介護者が現在の介護負担に耐えられるよう、介護者に対するカウンセリングや支援または医学的治療が必要か。

オ 利用者の訴えに根拠がないようならば、精神科的診断や治療が必要か。

(5) 再アセスメント

① 定期的な再アセスメントは、虐待の証拠が決定的でない場合も含めてすべての利

用者に必要です。

(6) 緊急体制を整える

- ① 利用者は援助を断ることもあります。断られた場合は、緊急の援助（電話番号、適切な通報・相談先）について情報を書面で知らせ、適切な相談受付と対応の体制をとる必要があります。



～虐待を見つけたらどうする？～

迷わず市町村に通報します。

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

発見したら、「個人情報保護法が…」とかって言ってる場合ではありません。

- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

誰が通報したのか分からないようにして対応してくれます。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

～通報したら市町村はどうしてくれる？～

まず、行って見て判断し、急いで対応してくれます。

第九条 市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、通報又は届出があつた場合には、当該通報又は届出

に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

安全な部屋を確保してくれます。

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

立入調査をしてくれます。

- 第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

面会を制限してくれます。

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）

（介護）

第十三条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第十四条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

（相談及び援助）

第十五条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の提供等）

第十六条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第十七条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生

活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第十八条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

通所介護運営基準（抜粋）

(基本方針)

第九十二条 指定居宅サービスに該当する通所介護(以下「指定通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第九十八条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 二 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

訪問介護運営基準（抜粋）

(基本方針)

第四条 指定居宅サービスに該当する訪問介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第二十二条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第二十三条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(秘密保持等)

第三十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

利用者宅をチェーンで施錠していた介護事業所を処分



平成25年6月

- ・神戸市は3日、徘徊防止のため、訪問介護先の高齢者夫婦宅の玄関を3カ月以上、外からチェーンで施錠し、外出できないようにし、ヘルパーらが訪問するときだけチェーンを外しサービス提供、帰宅時には再度施錠していたとして、市内の二つの事業所を6カ月間の営業停止にすると発表した。
- ・ドアが開かないように外からチェーンで固定
- ・深夜徘徊を防ぐため、玄関のドアノブと窓の面格子をバイク駐輪用のチェーンで固定。ドアが開かないようにしていたという。
- ・当初はひもでくくっていたが、夫がドアの隙間から包丁で切ったため、昨年8～11月にかけてチェーンで施錠していた。
- ・ケアマネジャーの発案で施錠していた
- ・市によると、夫婦は夫が90代で妻は80代。
- ・夫が外を徘徊するため、介護プランを考えるケアマネジャーの女性が施錠を発案。
- ・昨年11月、利用者の知人から市に通報があり発覚。
- ・市は、本人やその家族に了解をとらない身体拘束で虐待に当たると判断し、介護保険法に基づき処分を決めた。
- ・処分期間中は介護サービスの提供や介護報酬の請求、新規利用者の受け入れができなくなる。
- ・事業所側は「虐待の認識がなかった」と説明
- ・両事業所は「外を歩き回り、転倒や事故に遭わないために必要なことと思った。虐待の認識がなかった」と説明したという。
- ・ヘルパーらは「事故や近隣への迷惑を防ぐためだった」と説明。虐待との意識はなかったという。

ロールプレイ その1 (言葉の虐待、マニュアル、放置、理解)

登場人物：施設利用者佐藤さんに会いに来た安田さん（知人）と、介護員 A

あらすじ：施設の痴呆棟を利用されている佐藤さんに、知り合いの安田さんが面会に来ました。痴呆棟の介護員 A に、面会に来た事を告げ、佐藤さんがどちらにいるか尋ねます。

安田さん：「こんにちは。」

介護員 A：「こんにちは、面会ですか？」

安田さん：「はい。佐藤さんに会いに来たのですがお部屋はどちらでしょうか？」

介護員 A：「佐藤さんですね。さっきまでそのあたりに・・・」（と、ホールを見渡すが姿が見えない。）

介護員 A：「佐藤さんはその先のトイレあたりを徘徊されていると思います。」

検討（ロールプレー 1）

- ①「さっきまでそのあたりに・・・」仕事を作業としておこなっている。作業ではなく業務として行なう良い（社会福祉法福祉サービスの提供の原則をおかしている）
- ②「徘徊」されている・・・徘徊とはご本人は目的をもたれ、その目的の解決のために歩かれている様子をいう。けして丁寧語でもなく、敬う気持ちのある言葉ではない。歩かれている行為の目的を理解し解決し安心して頂く対応が必要（職員の言葉の虐待・理解・放置とみなされる。社会福祉法‘福祉サービスの基本的理念’をおかしている。）

ロールプレイ その2 (介護放棄、言葉の虐待、薬による身体拘束、理解)

登場人物：看護師Bと施設長（医師）、痴呆棟の利用者日下さん

あらすじ：施設では身体拘束廃止に向けて検討中

痴呆棟に入所している日下さんは、アルツハイマー痴呆があり、理解力・判断力が著しく低下しています。さらに、嚥下性肺炎で寝込んでから足腰が弱くなり、一人で歩くことが難しくなりました。しかし、自分では歩けると思っているため、車椅子に座っていてもすぐ立ち上がろうとします。説明しても話が伝わらず、職員は、転ばないよう見守りするのが大変になってきました。そんなある日のこと・・・

看護師B：「日下さん危ないから立たないでください。座ってってば一、ほんとにも一いいかげんにして！」（と肩を手で押さえて座らせています。）

日下さん：「何でしょう！いったい・・・」（と、ぶつぶつ言いながら、また何度も、立ち上がろうとします。）

看護師B：「日下さん、日下さん！座ってって何回言えばわかるの！」（と、声を荒げています。）

~~~~~

看護師B：（施設長へ日下さんの状態を報告します。）「とにかく暴言はあるし、落ち着かなく不穏（穏やかでない）なんです。」

施設長：「それでは、抗不安薬ソラナックスを、朝昼晩と1錠ずつ処方しましょう。」

看護師B：（他の看護師に報告し、ソラナックスを服用させるよう申し送る。）

※ 日下さんは、2日目から、日中軽眠がちで『ぼーっと』しているようになり、立ち上がる気力も無くなっています。施設長（医師）は、抗不安薬を服用してのその後の様子を看護師に聞くこともなく、看護師が医師に様子を報告する事もありません。また、看護師の判断で服薬させない時もあります。

## 検討（ロールプレー②）

- ① アルツハイマー痴呆がある。痴呆度にもよるがこのかたの場合安全の欲求もなくなっている。一人で歩く事ができないが、ご自分では歩けると思っているし、すわっている事に苦痛を感じているための、立ち上がりとゆう行為があることの理解がされていない。理解していくどころか、威圧・言葉の虐待をし良質で適切なサービスを行なっていない（介護放棄）社会福祉法‘福祉サービスの基本的理念’、看護師倫理綱領などをおかしている。看護師の自己覚知が必要、身体拘束・脅迫行為でもある。
- ② 医師に状態報告時に日下さんへの理解がされてないために、関り方のまずさにより言葉や態度が荒くなったことを暴言・暴行・不穏と表現している。医師も診察を行わずに薬を処方している。（医師法第1章総則・第4章業務23条）
- ③ 内服の様子報告や看護師の判断で薬の処方指示に沿わないこともおかしい（薬の処方医師の業務独占である）

### ロールプレイ その3 (差別、言葉の虐待、抑制、作業、立場、自己覚知)

登場人物：痴呆棟の利用者田中みつ子さんと、夜勤職員C

あらすじ：夜勤者は、夕方5時30分から翌朝8時まで、3人で40人の利用者の介護に当たります。施設の消灯時間は、夜9時。早番者の出勤時間は朝7時30分です。利用者の朝食時間は朝8時になっています。

夕食の時間になり、夜勤職員Cは、ひとりで食事を取れない田中さんの食事介助を目の前に立って行っています。

食事が終わり、イブニングケアを淡々とすませていきます。朝は5時からモーニングケアが始まり、排泄の介助（おむつ交換など）・パジャマからの着替え介助が行われます。そして、終わった順に車椅子に起こされていきます。

#### 夕食の時間（食事介助偏）

職員C：「みっちゃん、はいご飯だよ。」（テーブルにお膳を置いていきます。）

田中さん：（田中さんは無表情・無言のままで反応がありません。）

（・・・しばらくして夜勤職員Cが戻ってきました。・・・）

職員C：「みっちゃん、食べるよ、今日は煮魚だね。はい！」（食事介助を始めます。）

田中さん：（ゆっくりと口を動かし食べているが、無表情のまま。）

職員C：「はい食べて〜。」（次々とたべさせられている、タンタンと食事がすすめられ、たちまち食事が終わる。）

職員C：「はい終わりです。」「美味しかったね〜。」

#### 検討（ロールプレー③）

- ① 利用者の方は一部例外を除き「ちゃん」づけは良くない（言葉の虐待）。
- ② 田中さんにとって楽しい食事が、ここでは苦痛なものになっている。原因は職員が「楽しい雰囲気での食事」を意識していなく、作業として一方的な場面になってしまっている。職員の自己覚知がされていないために、お互いの立場を理解できなくしている。
- ③ 介助方法として正面からの介助は威圧感があり、上下関係を感じさせてしま社会福祉法「福祉サービスの基本的理

## 夕食後（イブニングケア偏）（ロールプレーその4）

職員C：「みっちゃ～ん、オムツ交換してパジャマに着替えますよ。」

田中さん：「はい。」

職員C：「はい終わったよ。はい、寝てね。」（毛布や布団を田中さんの体にかける。）

田中さん：（田中さんは、しばらくすると、ごそごととベットから出て廊下を歩いていきます。）

職員C：（ホールにいる田中さんを見かける。）「みっちゃん！何しているの？さっき寝るよう話したよね～。」

田中さん：「そうでしたっけ？」

職員C：「言ったわよ。はい、寝るよ。」（ホールにいた田中さんと呼んでいる。）

田中さん：（田中さんは、そこから動こうとしません。）

職員C：「なにやってるの！ こっちに来て、こっちに来てって言うてるでしょう！」（と、言いながら、手をひいて、部屋に連れて行きます。）

田中さん：（田中さんは、いやそうな表情をしていますが、連れて行かれ、眠くないのにベットに横にされます。）

## 検討（ロールプレー⑤）

①眠くない状態である事の理解を職員はしていなく（利用者の意向を十分に尊重していない）業務ではなく作業になっている。その為ベットから出てこられた田中さんに「なにやっているの、こっちに来て」と言葉の虐待がある。

②眠くない田中さんの手を引いて、ベットへ連れて行き横にさせている。（強制連行し？）身体的拘束がある。

④ この職員も自己覚知・立場を理解していない。

社会福祉法 ‘福祉サービスの基本的理念 ‘福祉サービス提供の原則 ‘  
介護保険法 ‘介護老人保健施設の基準 ‘

## 社会福祉法

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

## 介護保険法

(指定介護老人福祉施設の基準)

第八十七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、(中略)要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定介護福祉施設サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護福祉施設サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

(介護老人保健施設の基準)

第九十六条 介護老人保健施設の開設者は、(中略)要介護者の心身の状況等に応じて適切な介護保健施設サービスを提供するとともに、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に介護保健施設サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

## 障害者基本法

(基本的理念)

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。